

宮城県二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置に関する基準

令和4年11月1日制定

第1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の2第3項の規定により二級建築士試験及び木造建築士試験における受験禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって二級建築士試験等の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

第2 措置の基本方針

二級建築士試験等の公正かつ適正な実施を確保するため、不正の手段によって、二級建築士試験等を受け、法第13条の2第3項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

第3 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって二級建築士試験等を受け、又は受けようとした行為をいう。

第4 措置の基準

(1) 一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受験禁止期間
他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1年
参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
虚偽の出願（替え玉受験、無資格受験など）によって二級建築士試験等を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

- イ 不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ロ 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受験禁止期間を加重することができる。

第5 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受験者に通知するとともに、宮城県指定試験機関及び国土交通省へ情報提供を行うものとする。

第6 その他

- (1) 二級建築士試験等の学科試験及び設計製図試験は一連のものであることから、設計製図試験における不正行為により受験禁止の措置を講じる場合には、当該受験者の学科試験の合格の決定を取り消すこととする。
- (2) 不正の手段によって一級建築士試験，他都道府県における二級建築士試験あるいは木造建築士試験（以下、「建築士試験」という。）を受け，又は受けようとしたことにより，法第13条の2第3項に基づき，国土交通省大臣又は都道府県知事により建築士試験の受験を禁止された者については，宮城県二級建築士及び木造建築士試験においても受験禁止の措置を講ずることとする。その場合，受験禁止期間は，当該建築士試験の受験禁止期間に準じる。

附 則

この基準は，令和4年11月1日から施行する。